

宜 監 第 2 1 号 - 3

平成22年7月20日

宜野湾市長 伊波洋一 殿

宜野湾市監査委員

米 須 厚

大 城 政 利

平成21年度宜野湾市水道事業会計決算審査意見書について

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された平成21年度宜野湾市水道事業会計決算の審査を終了したので、次のとおり意見を付して送付します。

平成21年度

宜野湾市水道事業会計決算審査意見書

宜野湾市監査委員

## 目 次

第 1	審査の概要	1
1 .	審査の対象	1
2 .	審査の期間	1
第 2	審査の方法	1
第 3	審査の決果	1
1 .	決算諸表について	1
2 .	業務実績について	1
3 .	予算執行について	2
(1)	収益的収入及び支出	2
(2)	資本的収入及び支出	2
4 .	経営状況について	3
(1)	経営成績	4
(2)	経営比率	4
(3)	財政状態	5
ア	資産の状況	5
イ	負債の状況	5
ウ	資本の状況	5
エ	財政比率	5
第 4	むすび	6

# 平成21年度宜野湾市水道事業会計決算審査意見書

## 第1. 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成21年度宜野湾市水道事業会計決算

### 2. 審査の期間

平成22年6月1日から平成22年7月20日まで

## 第2. 審査の方法

決算審査にあたっては、決算報告書及び財務諸表その他附属書類が地方公営企業法等関係法令に基づいて作成されているか、決算諸表の計数の正確性、財政状態及び経営成績を適正に表示しているか、会計処理が適正に行われているかについて、関係書類、伝票及び諸帳簿との照合等のほか、貯蔵品のたな卸しに立会し、在庫高の確認を行い、関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

また、本事業の経営内容を把握するため計数の分析を行い、事業の運営が常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するという法令の趣旨に則って、事業運営がなされたかについて考察した。

## 第3. 審査の結果

### 1. 決算諸表について

審査に付された決算報告書、財務諸表及びその他附属書類はいずれも関係法令に基づいて作成され、計数は関係書類、伝票及び諸帳簿と符号し、正確であり、経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めた。

### 2. 業務実績について

本年度における給水人口は93,044人で、総人口に対する普及率は100%である。給水人口は前年度より772人増加し、給水戸数は38,763戸で、前年度より705戸増加している。

総配水量については10,295,379<sup>m</sup>で、前年度より14,477<sup>m</sup>(0.14%)減少し、有収水量も9,922,026<sup>m</sup>で、前年度より57,373<sup>m</sup>(0.57%)減少している。

なお、総配水量に対する有収水量の割合を示す有収率については、96.37%で、前年度より0.42ポイント低下している。

### 有収水量等の前年度比較

(税込) 単位:円

区分 年度	総配水量 (受水量) <sup>m</sup>	有収水量 (給水量) <sup>m</sup>	有収率 %	水道使用料	1 <sup>m</sup> 当り 使用料	受水費	1 <sup>m</sup> 当り 受水費
平成21年度	10,295,379	9,922,026	96.37	1,935,194,380	195.04	1,105,229,521	107.35
平成20年度	10,309,856	9,979,399	96.79	1,952,528,030	195.66	1,106,783,654	107.35
増・減( )	14,477	57,373	0.42	17,333,650	0.62	1,554,133	0
増減率	0.14%	0.57%		0.89%		0.14%	

### 3. 予算執行について

#### (1) 収益的収入及び支出

##### 収 入

収益的収入は別表1の収益的収入及び支出のとおりであり、予算額2,059,579,000円に対し、決算額は2,046,403,492円で、執行率は99.36%である。

本年度水道事業収益の決算額は、前年度より8,801,988円(0.43%)減少となっている。

これは、投資有価証券の売却等に伴う特別利益が9,513,606円(228.84%)増加したものの、有収水量の落込みに伴い、給水収益(水道使用料)が前年度より17,333,650円(0.89%)減少したことが最大の要因である。

#### 水道事業収益内訳の前年度比較

(税込) 単位:円

区分 年度	水 道 事 業 収 益				
	営業収益		営業外収益	特別利益	合 計
	給水収益	その他営業収益			
平成21年度	1,935,194,380	82,741,955	14,796,308	13,670,849	2,046,403,492
平成20年度	1,952,528,030	86,083,352	12,436,855	4,157,243	2,055,205,480
増・減( )	17,333,650	3,341,397	2,359,453	9,513,606	8,801,988
増 減 率	0.89%	3.88%	18.97%	228.84%	0.43%

##### 支 出

本年度費用は別表1の収益的収入及び支出のとおりであり、予算額1,965,912,000円に対し、決算額は1,877,673,677円で、執行率は95.51%である。決算額は、前年度より13,865,524円(0.73%)減少となっている。

これは、前年度より営業費用については、主に人件費が8,868,223円(2.93%)減少し、さらに営業外費用の企業債利息が5,522,585円(24.83%)、消費税及び地方消費税が3,513,200円(15.45%)減少したのが主な要因である。

水道事業費用の決算額の内訳については、次表のとおりである。

#### 水道事業費用の前年度比較

(税込) 単位:円

区分 年度	水 道 事 業 費 用					執行率
	営業費用	営業外費用	特別損失	予備費	合 計	
平成21年度	1,840,411,638	35,944,339	1,317,700	0	1,877,673,677	95.51%
平成20年度	1,845,372,497	44,980,124	1,186,580	0	1,891,539,201	96.07%
増・減( )	4,960,859	9,035,785	131,120	0	13,865,524	0.56%
増 減 率	0.27%	20.09%	11.05%		0.73%	

#### (2) 資本的収入及び支出

##### 収 入

資本的収入は、別表2の資本的収入及び支出のとおりであり、予算額18,703,000円

に対し、決算額30,289,000円で、前年度より9,911,000円(24.65%)の減少となっている。

本年度は、投資有価証券の売却によるその他資本的収入が11,589,000円(皆増)増加したものの、前年度より補助金が18,500,000円(51.39%)、他会計出資金が3,000,000円(71.43%)それぞれ減少しているためである。

#### 資本的収入の決算額前年度比較

(税込) 単位:円

区分 年度	企業債	補助金	その他 資本的収入	他会計出資金	合計
平成21年度	0	17,500,000	11,589,000	1,200,000	30,289,000
平成20年度	0	36,000,000	0	4,200,000	40,200,000
増・減( )	0	18,500,000	11,589,000	3,000,000	9,911,000
増減率		51.39%	(皆増)	71.43%	24.65%

#### 支出

資本的支出は別表2の資本的収入及び支出のとおりであり、予算額331,317,000円に対し、決算額315,390,283円で、前年度より67,867,470円(27.42%)増加となっている。これは、企業債償還金84,362,491円(72.46%)等が減少したものの、配水施設費56,519,610円(46.35%)や投資有価証券99,957,000円(皆増)が増加しているためである。

また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額285,101,283円は、過年度分損益勘定留保資金171,208,000円及び当年度分損益勘定留保資金106,170,049円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,723,234円の内部資金で補てんされている。

尚、企業債に係る元利償還額は、元金32,066,463円、利息16,719,339円で、未償還残高は560,926,448円となっている。

#### 資本的支出の決算額前年度比較

(税込) 単位:円

区分 年度	建設改良費		企業債 償還金	投資	国庫補助金 返還金	合計
	配水施設費	営業設備費				
平成21年度	178,447,913	3,204,622	32,066,463	99,957,000	1,714,285	315,390,283
平成20年度	121,928,303	5,308,414	116,428,954	0	3,857,142	247,522,813
増・減( )	56,519,610	2,103,792	84,362,491	99,957,000	2,142,857	67,867,470
増減率	46.35%	39.63%	72.46%	(皆増)	55.56%	27.42%

#### 4. 経営状況について

## (1) 経営成績

水道事業の経営成績は別表4の比較損益計算書のとおりである。

本年度の営業利益は150,172,323円で、前年度より14,720,490円(8.93%)減少し、経常利益も本年度148,582,923円で、前年度より6,845,761円(4.40%)減少となっている。経営状況としては、総収益1,956,815,441円に対し総費用1,795,869,275円で純利益については、160,946,166円で、前年度より2,544,309円(1.61%)の増加となっている。

総費用を性質別に分類すると、別表3の性質別費用構成表のとおりである。

本年度の総費用は、1,795,869,275円で前年度より10,612,993円(0.59%)減少している。主な要因は、前年度より修繕費が4,833,608円(4.35%)及び委託料が2,008,160円(4.02%)それぞれ増加となっているものの、人件費8,874,217円(2.93%)、支払利息が5,522,585円(24.83%)それぞれ減少しているためである。

経常収益(営業収益+営業外収益)と経常費用(営業費用+営業外費用)の相対的な関連性を示す経常収支比率の推移は、次表のとおりである。

### 経常収支比率の推移

(税込) 単位:円

科目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収益(1)	1,968,600,090	1,974,244,741	1,974,001,513	1,960,726,882	1,943,144,592
経常費用(2)	1,866,158,189	1,866,974,480	1,810,398,447	1,805,298,198	1,794,561,669
経常利益(1)-(2)	102,441,901	107,270,261	163,603,066	155,428,684	148,582,923
経常収支比率(%)	105.49	105.75	109.04	108.61	108.28

## (2) 経営比率

水道事業の経済性を評定するとされている経営比率を算出すると次表のとおりである。

比率名	算式	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総収益対総費用比率(%)	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	105.62	105.90	109.12	108.77	108.96
営業収益対営業費用比率(%)	$\frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}} \times 100$	108.50	108.34	111.15	109.25	108.45
経営資本営業利益率(%)	$\frac{\text{営業利益}}{\text{平均経営資本}} \times 100$	2.24	2.19	2.97	2.62	2.36

収益と費用の相対的な関連性を表す総収益対総費用比率は、前年度108.77%に対し0.19ポイント上昇し、108.96%となっており100%を超えて良好な水準を保っている。

次に業務活動能力を表す営業収益対営業費用比率についても、前年度109.25%に対し0.80ポイント低下したものの、今年度108.45%となっており、これも適正比率の100%を超えて引き続き良好な比率となっている。

また、経済活動のための投下資本が、どれだけ利益を上げたかを表す経営資本営業利益率においても、前年度2.62%に対し0.26ポイント低下し2.36%となっているが、これは、定期預金利率(1年もの0.45%程度)より高いほど収益性が良いとされており、本年度も経営成績が良好な状態と判断される。

### (3) 財政状態

本年度の財政状態を表す比較貸借対照表については別表5のとおりである。

#### ア 資産の状況

資産の期末在高は7,308,156,981円で前年度より194,331,353円増加し、増加率は2.73%である。

増加した主な要因は、構築物等の有形固定資産が減価償却により、49,924,239円(0.96%)減少したものの、投資有価証券が88,368,000円(11.04%)及び現金預金等の流動資産が155,887,592円(13.93%)増加したことによるものである。

#### イ 負債の状況

負債の期末在高は480,652,059円で前年度より46,758,935円増加し、増加率は10.78%である。

これは、流動負債の未払金が72,502,606円(35.46%)増加したことが主な要因である。

#### ウ 資本の状況

資本金の期末在高は2,734,392,434円で前年度より30,866,463円減少し、減少率は1.12%である。

これは、借入資本金の企業債が32,066,463円(5.41%)減少したためである。

また、剰余金の期末在高は、4,093,112,488円で前年度より178,438,881円の増加で増加率は4.56%である。その内訳としては、資本剰余金が17,492,715円(0.51%)、利益剰余金が160,946,166円(34.25%)それぞれ増加したことによるものである。

#### エ 財政比率

水道事業の財政状態の良否を示す財政比率を算出すると、次表のとおりである。

比率名	算式	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
流動比率(%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	687.43	892.38	297.75	414.78	366.68
自己資本構成比率(%)	$\frac{\text{自己資本}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	79.52	80.83	82.95	85.56	85.75
固定資産対長期資本比率(%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{長期資本}} \times 100$	80.16	77.54	90.13	87.59	86.67

自己資本 = 自己資本金 + 剰余金

長期資本 = 資本金 + 剰余金 + 固定負債

(別表6の経営分析表を参照)

水道事業の支払能力を判断する流動比率は200%以上が適当とされているが、本年度は366.68%で前年度より48.10ポイント低下している。これは、流動負債の未払金が前年度より72,502,606円(35.46%)増加したためである。

次に、総資本中に占める自己資本の割合を示す自己資本構成比率は高いほど良いと

されており、本年度は85.75%で前年度より0.19ポイント上昇している。これは、減債積立金や建設改良積立金の増加により剰余金が178,438,881円(4.56%)増加したことや固定負債の退職給与引当金が31,160,383円(19.00%)、借入資本金が32,066,463円(5.41%)減少したこと等によるものである。

また、長期健全性を示す固定資産対長期資本比率は、固定資産に対する資本の投下比を示すもので100%以下でより小さいほど良いとされている。本年度は86.67%で前年度より0.92ポイント低下している。これは、固定資産の増加が38,443,761円(0.64%)に対して、長期資本のうち特に剰余金が178,438,881円(4.56%)増加したことなどによる。

よって、本年度の各比率は、依然として良い数値を示しており、財政状態は良好であると判断される。

#### 第4. むすび

##### 1. 有収率について

配水された浄水のうち、料金として徴収される水量の割合を示す有収率を見てみると次のとおりである。

本年度の有収率は96.37%で、前年度より0.42ポイント低下している。これは、メーター不感等のため料金徴収の対象とならない無収水量や漏水等の無効水量の増加が原因と考えられるので、メーター不感水量をなくす対策と漏水防止対策を強化する等、引き続き有収率の向上を図っていただきたい。

項目	算式	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
有収率(%)	$\frac{\text{有収水量}}{\text{総配水量}} \times 100$	93.35	93.31	92.38	95.90	96.79	96.37

##### 2. 不納欠損について

本年度の不納欠損は、件数で234件、金額では1,105,700円となっている。その内訳は、平成15年度分が47件で192,400円、平成16年度分が187件で913,300円となっており、前年度より件数では5件、金額では28,140円の減少となっているが、不納欠損がないように滞納整理の改善等の対策を講じ、併せて不納欠損に関する取扱要綱等を作成し、事務の改善にも努められたい。

##### 3. その他財務事務監査等における指摘事項について

###### (1) 検収調書の作成について

平成21年度の財務事務に関する定期監査において、宜野湾市水道事業契約事務規程第35条により、「給付の完了が確認されたときは、検収調書を作成しなければならない。」となっているが、検収調書が作成されていない事案が見受けられたので適切な執行を図ってほしい。

###### (2) 予定価格の設定に係る積算根拠について

予定価格の設定で「債務負担行為設定額」や「当初予算要求額」のまま、あるいは「積算根拠が不明」のままに設定されている事案が見受けられた。しかし、市場価格等

は変動しているのが通例であり、実際の契約の執行にあたっての予定価格は、その時点の見積り等による取引の実例価格等を考慮して定めるべきである。

(3) 業務完了報告書について

業務委託契約第8条第1項によると、「乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書及び仕様書に定める書類等を提出しなければならない。」と定められているが、当該業務完了報告書が提出されていない事案が見受けられたので契約の規定のとおり適切な執行を図ってほしい。

(4) 指名競争入札参加者の指名について

指名競争入札の執行にあたって、宜野湾市指名競争入札参加者の指名等に関する審査委員会の審査に付さなければならない契約のうち、2件については同審査委員会の審査に付さないで入札を執行しているのは不適切であり、適切な執行を図ってほしい。